

## PFI ストラクチャーに関する税務

### はじめに

内閣府 PFI 事業推進室が平成 27 年 5 月時点で公表している「PFI の現状について」によると、平成 26 年度の時点で PFI の事業数は累計で 489 件、事業費は 4.5 兆円となっております。このような状況の中、政府は、成長戦略の実現のために官業の民間開放を進めるべく、「日本再興戦略」において平成 25 年～34 年の 10 年間で 12 兆円規模の事業を推進する目標を掲げております。

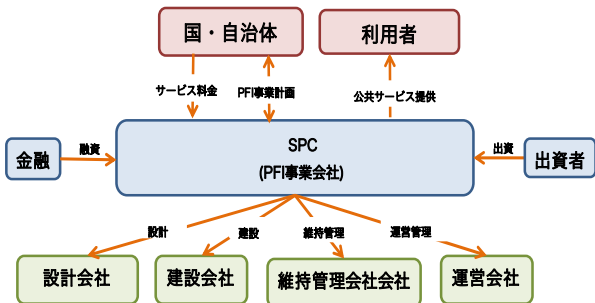
また、平成 25 年 10 月には官民連携のインフラファンドが設立され、さらに平成 27 年 4 月 30 日には東証にインフラファンド市場が創設されました。

このように、インフラに対する民間資金の必要性は高く、今後更なる投資ニーズが見込まれるため、当レポートでは、PFI 事業に関して、税務的な視点を中心に検討を加えたいと思います。

### 概要

PFI の場合、一般的には、SPC を設立し、当該 SPC が PFI 事業者となり、プロジェクトファイナンスによる融資を受けて公共施設等の設計、建設、維持、運営を行います。

一般的なスキーム図を示しますと、以下の通りとなります。



プロジェクトファイナンスにより、国・自治体の財政負担を平準化でき、スポンサーのオフバランス化を図ることができる等の利点があります。一方、当該プロジェクトから生じるキャッシュフローが唯一の担保となるため、当該プロジェクトに関するリスクの把握が非常に重要となります。

### 税務について

PFI 事業の代表的な形態(サービス購入型)は、PFI 事業者が公共施設等の設計、建設、運営、維持管理を行うことで利用者に公共サービスを提供し、利用者からの対価を国・自治体が回収し、当該公共部門から PFI 事業者が支払いを受けるという仕組みとなっております。

また、事業方式は、主に、BOT(Build-Operate-Transfer)または BTO(Build-Transfer-Operate)が採用されております。両者の基本的な違いは、施設完了直後に所有権が公的部門に移転するか否かという点にあります。

以上を前提に、従来型公共工事と事業方式の違いによる税制をまとめると以下の通りとなります。

主な税目	PFI		従来型公共事業
	BOT	BTO	
法人税(国)	課税	課税	非課税
法人事業税(都道府県)	課税	課税	非課税
法人住民税(都道府県、市町村)	課税	課税	非課税
事業所税(市町村)	課税	課税	非課税
固定資産税(市町村)	課税(※1)	非課税	非課税
都市計画税(市町村)	課税(※1)	非課税	非課税
不動産取得税(都道府県)	課税(※1)	非課税/課税(※2)	非課税
登録免許税 商業登記(国)	課税	課税	非課税
登録免許税 不動産登記(国)	課税	非課税	非課税

(※1)

地方公共団体が実施するPFI事業について、一定の条件のもとに課税標準を1/2とする特例措置が設けられています。

(※2)

県税事務所の確認を経て、「選定事業者が施設を原始取得し、新築未使用で地方公共団体に譲渡することで不動産取得税が課税されない。」こととしている事例がありますが、統一的な見解は示されておりません。

この他、BOT方式に関しましては、PFIの事業期間が事業用資産の耐用年数よりも短い場合、償却しきれない部分が発生し、法人税法上不利な扱いとなるのではないかと問題があります。

この点につきまして、国税庁より「売買とされるPFI事業について」が公表され、一定の場合には減価償却費相当額の償却が可能となるという法令解釈が示されました。

すなわち、①事業用資産の賃貸借が一定の要件を充足する場合には、引渡しの時点で事業用資産の売買があったものとし、また、②PFI事業者が当該売買取引を延払基準で経理したときは、法人税法63条の適用により収益(賃貸料収入相当額の譲渡代金)と費用(減価償却費相当額を含む工事原価)を計上することができることとされています。

### 総括

このように、BOT方式には税制面で一定の配慮がされてはいるものの、税制面だけで比較すると、従来型公共工事<BTO方式<BOT方式といった順序で税負担が重くなっております。

PFIの事業方式は、本来、個々の事業内容に応じて平等な条件で選択されるべきであり、事業用資産の所有の有無による税制を前提に選択すべきではありませんが、実際は、課税分がサービス購入の対価に上乗せされるため、VFM(Value for Money)が減少することを嫌い、税負担の視点によりBTO方式が選択される場合があります。そのため、PFI事業推進のためには税のイコールフットリングを徹底する必要がありますのではないのでしょうか。(文責：山岸)

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生し得る損害について一切の責任を負いません。